

平成6年10月18日

答 申

1 当審査会の結論

「平成2年度、3年度、4年度、5年度長野県義務教育関係学校教員採用選考筆答検査問題について（一般教養及び専門教科検査問題に限る。）」（以下「本件筆答検査問題」という。）を公開できないとした処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が行った平成5年9月20日付け本件筆答検査問題についての非公開決定に対して、これを公開することを求める異議申立てを行った。

3 当審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たって、異議申立人及び実施機関から文書による意見・反論、理由説明を得、また、口頭意見陳述の機会を設けるなどして、公正な審査を行うように努めた。

その結果、当審査会は双方の主張について、個々の論点ごとに、審査、判断し、冒頭1に掲げる結論に達したものである。

(1) 本件筆答検査問題について

教員採用は、教育公務員特例法第13条により任命権者である教育委員会の教育長が行う選考によることとされており、長野県においては、その選考に当たっては教師としての資質、能力その他の可能性を総合的に判断するため多岐にわたる検査を実施していることが認められる。

本件筆答検査問題は、平成2年度から平成5年度までの長野県義務教育関係学校教員採用選考のうち一般教養及び専門教科に係るものであり、問題を非公開とすることを説明したうえで、教育委員会の職員の中から選任された作成委員によって、例年4月下旬から6月中旬にかけて作成されていることが認められる。

なお、当審査会において本件筆答検査問題を検分したところ、全くの同一問題は見当たらなかったものの、設問のパターンが似通ったものや、同一の素材を取り上げたもの等いわゆる類似問題が見られた。したがって、本件筆答検査問題が公開されれば、ある程度出題傾向等をうかがい知ることができると思われる。

(2) 長野県公文書公開条例第6条第1項第5号の該当性について

本件筆答検査問題は、長野県義務教育関係学校教員採用選考に係るものであり、長

野県公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第5号前段の「県...が行なう...試験の問題その他の事務若しくは事業に関する情報」に該当することは明らかなので、以下では同号後段の「公開することにより...当該事務若しくは事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」の該当性について、当事者の主張に沿って順次判断する。

ア 教員採用選考の趣旨及び内容からの支障について

(ア) 実施機関の主張の要旨

公立学校教員は、全体の奉仕者たる教育公務員として、県民の信託に応えられる多様な資質・能力を備えた人間性豊かな者でなくてはならず、長野県ではその選考に当たっては、教師としての可能性を総合的に判断するため、多岐にわたる検査を実施している。筆答検査で求められるのは、意図的学習のみにより得られる表面的な力ではなく、地道な学習の積み重ねによって得られる専門的な知識や思考力であるが、本件筆答検査問題を公開することになれば、ペーパーテストの成績を過剰に意識した知識偏重の風潮が助長され、さらに、過去の問題にとらわれた偏った受験準備が強まることが危惧される。そうすると、日常の学習や多様な経験によって培われなければならない教師としての広く深い知識や思考力をおろそかにする傾向を強め、教員採用選考の事業目的の遂行が阻害されるおそれがある。

また、筆答検査問題の出題傾向・分野は一定の方向性を持たざるを得ないことから、問題を公開すれば、出題の傾向等がつかめ、受験テクニックに長けた者が高得点を得るおそれがあり、これを助長すると、点数でははかれない人間性豊かな人材を選べなくなるおそれがある。

(イ) 異議申立人の主張の要旨

教員採用選考の趣旨が実施機関の主張するとおりであるとすれば、教育長が行う選考は、何よりもまず県民の教育に関する信託に応えられる形で行われるべきであり、そのためには、検査の多岐性だけではなく、公開性も前提とされなくてはならない。したがって、それは秘密裡に行われるものであってはならず、県民に対して開かれたものでなければならないことから、筆答検査問題の公開は、教員採用選考の趣旨そのものの要請である。

また、知識偏重の風潮は、本件筆答検査問題の公開とは何の関係もない。この風潮は問題が公開されていない現在も、すでに厳然たる事実として存在しており、実施機関の主張は「危惧」にすぎず、このような曖昧な概念により本件筆答検査問題を非公開とすることはできない。問題が非公開のために、予想に基づいて難問奇問を集めた問題集が市中に出回っており、受験者はいやが上にもペーパーテストの成績を過剰に意識せざるをえない。知識偏重の風潮を助長しているのは、受験者に不安を抱かせる本件筆答検査問題の非公開それ自体である。

(ウ) 審査会の判断

異議申立人は、教員採用選考はその趣旨に照らせば県民に対して開かれたものでなければならず、本件筆答検査問題の公開は教員採用選考の趣旨そのものの要請である旨の主張をしている。他方条例は、公文書の原則公開を基本理念とした上で、他の公益等との調整等の観点から、第6条第1項第5号において、県が行う試験の問題等に関する情報で、公開することにより当該試験事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるものについては、非公開とすることができる旨を規定している。したがって、教員採用選考に係る公文書であってもこの例外ではないので、当審査会は、本件筆答検査問題が同号に該当するか否かを判断する。

実施機関は、本件筆答検査問題を公開すればペーパーテストの成績を過剰に意識した知識偏重の風潮が助長されると主張するが、これを公開することと知識偏重の風潮を助長することとの間に、特に因果関係があると認めることは困難である。

また、本件筆答検査問題を公開すれば、過去の問題にとらわれた偏った受験準備をする受験者が増え、結果的に受験テクニックに長けた者が高得点を得る可能性を全くは否定できない。しかし、筆答検査で良い成績を収めるには、なお、一般的な学習を要するものであろうし、また、ほかに面接等多岐にわたる検査が実施され、豊かな人間性など教師としての資質を総合的に評価していることからみれば、本件筆答検査問題の公開そのものが、教員採用選考の趣旨を損なうような著しい支障をもたらすとは考えられないところである。

イ 筆答検査問題作成上からの支障について

(ア) 実施機関の主張の要旨

筆答検査問題の作成委員の依頼に際しては、選任対象が限られていることから、教科によっては作成者が誰であるか容易に識別されるものもあり、問題を非公開とすることを説明したうえで依頼している。さらに、採用選考自体は毎年実施されるため、出題が同一傾向にならないように留意しているが、問題の中には、出題分野、出題範囲が限られているものがあったり、時間的な制約等もあって、過去の出題との類似問題を完全に排除することは実際には困難である。もし、本件筆答検査問題を公開すれば、問題内容について批判を受けることとなり、非公開を約束した作成委員との信頼関係が損なわれ、今後、作成委員の依頼が著しく困難になるおそれがある。

なお、類似問題を避けつつあらゆる批判に対処するためには、問題作成に現在よりも膨大な時間をかけたり、作成委員の増員、頻繁な交代等の措置が必要となるが、現状では作成委員の確保の面からこのようなことは非常に困難である。

(イ) 異議申立人の主張の要旨

公立学校教員の選考とは、極めて重要な問題であって、問題作成に膨大な時間をかけたり、十分な作成委員を確保したりということは、言わば当然のことであ

り、このことをせずにして、現状では公開できないなどというとしたら、それは、県民の批判を避けて選考体制における不十分な現状を容認し、改善への努力を放棄するものと思われても仕方ないであろう。

また、実施機関は県民との信頼関係よりも作成委員との信頼関係が優先するというのであろうか、それとも、問題内容に対する批判を受けること自体を恐れているのであろうか。批判を受けることを拒否するということは、県民の意見に耳をかさないということであって、むしろ、県民の教育に関する信託に応えられる人材を選考するためには、県民の「批判」＝意見に積極的に耳を傾けるべきである。出題分野が限られているというが、たとえ同じ問題が毎回出されたとしてもそれが教員の資質を見る上でどうしても必要な問題であるならばかまわない。

(ウ) 審査会の判断

当審査会が実施機関に対して行った事情聴取等を通じて、実施機関が限られた態勢の中で長野県の教員としてふさわしい人材を確保すべく問題作成に努力していることは認められた。ただ、本件筆答検査問題を公開すれば、問題の類似性、出題の妥当性、問題の的確性等について様々な批判・意見が出されることは経験則上十分考えられるところである。この点では確かに、実施機関は十分な態勢を整え県民からのこれらの批判等に積極的に耳を傾け問題作成にあたるべきとの異議申立人の主張は、傾聴に値するところである。

しかしながら、現在の態勢をみると、適正な問題を秘密保持に留意しながら、手際よく作成する観点から、作成委員には、学識的に優れ人物的にも信頼のおける職員を必要最小限の人数選任していること、選任された者は通常の職務に加え、限られた期間内に問題作成を完了しなければならないこと、選任範囲が限られているため、教科によっては作成委員が誰であるか容易に推測される場合もあること、出題分野が限られている教科等もあり類似問題を完全には排除できないことなどの実状が認められる。

実施機関のこうした態勢を前提とする限りにおいては、本件筆答検査問題を公開すると、これまでに非公開を約束した作成委員との信頼関係が損なわれるとともに、問題の類似性等に対する批判等を意識して作成委員の精神的負担が著しく増大するため、今後の作成委員の確保が困難になるおそれや、出題内容についても細心の注意が一層求められるため作成委員の事務量が著しく増大するおそれがあるなど、総じて今後の問題作成が極めて困難になるおそれが十分に認められる。

ウ 志願者に対する不公平さからの支障について

(ア) 実施機関の主張の要旨

公文書公開制度は、公開を請求した者だけが情報を入手できるシステムであって、本件筆答検査問題を公開すれば、公開を受けた者と公開を受けなかった者との間に不公平が生じ、教員採用選考の公正さを欠くおそれがある。

(イ) 異議申立人の主張の要旨

実施機関の主張は、公文書公開制度の不徹底さ、不十分さの問題であって公開そのものを否定する理由にならず、もしそのような不公平を心配するのであれば、最初からマスコミなどを通じて全面的に公表すれば済むことである。

(ウ) 審査会の判断

確かに、公文書公開制度では請求した者だけに筆答検査問題を公開することになるため、実施機関が主張するように志願者間において不公平が生ずる懸念は理解できなくはない。しかし、条例は公開を請求する権利をすべての県民等に認めているほか、請求権を持たない県外のものからの依頼に対しても実施機関はこれに応ずることとしており、この面においての不公平は存在しない。また、個々の志願者間で受験準備の努力・方法などにおいて結果的に差異が生ずることはいわば当然のことであって、当制度による権利を行使するなどして筆答検査問題の公開を求めることもまた受験準備の一方法と考えざるを得ないし、さらに、公開を受けた者が出題傾向を読み取って受験対策的な勉強をしたとしても、アで判断したとおりであり、したがって、本件筆答検査問題の公開が、教員採用選考の公正さを欠くような著しい支障をもたらすとは考えられない。

以上により、本件筆答検査問題については、これを公開するとした場合、筆答検査問題作成上の支障を生ずるおそれがあり、今後の教員採用選考事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれが十分に認められるので条例第6条第1項第5号に該当し、実施機関が公開できないとした処分は妥当である。

4 審査経過

平成5年11月1日 諮問
平成5年12月20日 審議
実施機関からの事情聴取
平成6年3月14日 審議
異議申立人からの事情聴取
平成6年6月6日 審議
平成6年7月25日 審議
平成6年9月22日 審議